三	公証人法第六十二条ノ五において準用する同法第六十条ノ四において準用する同法第四十四条第一項及び第四項の規定による定款の縦覧

別表第五（第十条関係　法の適用対象のもの）

［略］

［別表を削る。］

別表第五の一（第十条関係　法の適用対象のもの）

［同上］

別表第五の二（第十条関係　法の適用対象外であるが、本省令の適用対象とするもの）

番号	交付等
一	公証人法第四十七条第一項の規定による証書の正本の交付
二	公証人法第五十一条第一項の規定による証書の謄本の交付
三	公証人法第六十条ノ四において準用する同法第五十一条第一項の規定による証書の謄本の交付
四	公証人法第六十二条ノ五の規定において準用する同法第六十条ノ四において準用する同法第五十一条第一項の規定による定款の謄本の交付

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○法務省令第四十一号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十九条第二項及び第二十条第二項、不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第七条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）並びに商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月十五日

法務大臣　鈴木　馨祐

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令

（法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部改正）

第一条　法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（平成十三年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正前			
別表第一			
［略］			
岡山地方法務局			
支局	出張所	位置	管轄区域
（岡山）	（岡山）	岡山県	岡山県の内
		岡山市	岡山市
		北区	玉野市
			赤磐市
			加賀郡

改正後			
別表第一			
［同上］			
岡山地方法務局			
支局	出張所	位置	管轄区域
（岡山）	（岡山）	岡山県	岡山県の内
		岡山市	岡山市の内
		北区	北区の内
			石関町　出石町／一丁目／二丁目／　内山下／一丁目／二丁目／　表町／自一丁目／至三丁目／　学南町／自一丁目／至三丁